

(案)

改正後全文

障発0611第4号
令和元年6月11日
一部改正 障発0312第1号
令和2年3月12日
一部改正 障発●●●●第●号
令和3年●月●●日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業の実施について

障害福祉施策の推進については、かねてから格段の御配慮を賜っているところであるが、我が国では、少子高齢化の進展により生産労働人口の減少とともに、医療福祉などの社会保障サービス受給者の増加が見込まれている。

このため、将来にわたって障害福祉サービスの内容を維持、向上していくためには、生産性向上の視点や、障害福祉サービスを担う人材の確保のための対策も重要となっている。

障害福祉の現場においてロボット技術を活用することにより、介護業務の負担軽減等を図る取組を推進するため、今般、別紙のとおり「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱」を定めたので通知する。

障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、障害福祉の現場におけるロボット技術の活用により、介護業務の負担軽減等を図り、働きやすい職場環境の整備や安全・安心な障害福祉サービスの提供等を推進するため、障害者支援施設事業者等が介護ロボット等の導入を支援することを目的とする。

2 実施主体

- (1) 障害者支援施設等を運営する都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）
- (2) 都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が適当と認めた社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人等の団体が運営する障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者（以下「障害者支援施設事業者等」という。）

3 定義

- (1) この要綱において、「障害者支援施設事業者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (2) この要綱において、「共同生活援助事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う者をいう。
- (3) この要綱において、「居宅介護事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護を行う者をいう。
- (4) この要綱において、「重度訪問介護事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護を行う者をいう。
- (5) この要綱において、「短期入所事業者」とは、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する短期入所を行う者をいう。

- (6) この要綱において、「重度障害者等包括支援事業者」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定する「障害福祉サービス事業」を行う者のうち、障害者総合支援法第5条第9項に規定する重度障害者等包括支援を行う者をいう。
- (7) この要綱において、「障害児入所施設事業者」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する「障害児入所施設」において児童福祉法第24条の2に規定する障害児入所支援を行う者をいう。
- (8) この要綱において、「障害者支援施設」とは、障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。
- (9) この要綱において、「介護従事者」とは、3の(1)から(7)の施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業又は障害児入所支援に従事し要援護者に対する介護を行う者をいう。
- (10) この要綱において、「介護ロボット等」とは、次のアからウの全ての要件を満たすものをいう。

ア 目的要件

日常生活支援における、「移乗介護」、「移動支援」、「排泄支援」、「見守り・コミュニケーション」、「入浴支援」のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果があること。

イ 技術的要件

ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮すること。

※ センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う介護ロボット等

ウ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

4 事業内容等

- (1) 都道府県等は、管内の障害者支援施設事業者等から提出される「障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書」（様式1）に基づき、介護ロボット等導入に要する費用を補助するものとする。
- (2) 本事業に基づく補助の対象は、介護従事者の負担の軽減や業務の効率化のために障害者支援施設事業者等が障害福祉分野における介護ロボット等導入計画書に基づき介護ロボット等を導入する経費とする。
- (3) 導入する介護ロボット等の選定に当たっては以下の事項を検討し、障害分野の介護ロボット等導入計画に付記するものとする。
- 導入する介護ロボット等は、電気用品安全法（PSE）認証、Sマーク、電磁両立性（EMC）試験等製品レベルでの安全性の検証がなされており、利用上の安全性が十分に確保されていること。

- ・ 介護ロボット等の導入時には介護従事者の負担が軽減される等機器の有効性、効果的な利用方法、注意事項等をメーカー等が研修するなどの十分なフォローアップ体制がとられていること。
 - ・ 介護ロボット等の導入に際してはサービス利用者等に対して介護ロボット等を活用したサービスを提供することについて十分な説明を行い、同意を得た上で実施すること。
- (4) 本事業に基づく補助の対象機器は、介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット等であって、1機器当たり10万円以上となるものとし、1機器につき30万円を上限として補助するものとする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、1機器につき100万円を上限として補助するものとする。
- この場合において、複数の分割可能な部分で構成される介護ロボット等については、当該介護ロボット等としての最低限の機能を有するまとまりをもって1機器とする。
- また、同機種を複数購入する場合も上限額の範囲内で補助を行うものとする。
- (5) 1施設・事業所当たりの補助上限額は別に定めることとする。なお、障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、3の(1)から(7)の施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業又は障害児入所支援の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。
- (6) 購入を原則とするが、リース又はレンタルの場合は年度末までのリース又はレンタル料を限度とする。
- (7) 本事業により介護ロボット等を導入する障害者支援施設事業者等は、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（要介護者の居宅を訪問して障害福祉サービスを提供する場合は、要介護者の居宅を含む。）又は障害児入所施設において、当該介護ロボット等を使用することによって得られた業務効率化や職場改善等の効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて記録し、「障害福祉分野における介護ロボット等使用状況書」（様式2）により都道府県等へ報告するものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。